愛知県社会保険労務士会会則

第１章　総　　則

（名　　称）

第 １ 条　本会は、愛知県社会保険労務士会と称する。

（事務所の所在地）

第 ２ 条　本会は、事務所を名古屋市に置く。

（目　　的）

第 ３ 条　本会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（事　　業）

第 ４ 条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

１　会員の品位を保持するため、会員の指導及び連絡を行うこと

２　会員の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと

３　社会保険労務士の業務の改善進歩を図るため調査研究を行うこと

４　社会保険労務士制度の普及宣伝及び会員に対する援助を行うこと

５　社会保険労務士法（以下「法」という。）別表第１に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に関する調査研究を行うこと

６　全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が行う社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと

７　連合会が行う社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務に協力を行うこと

８　会報の発行を行うこと

９　業務関係図書及び資料の斡旋並びに頒布を行うこと

10　関係行政機関等に対する協力及び連絡を行うこと

11　会員の福利厚生に関する施策を行うこと

12　連合会及び都道府県会相互の連絡協調を行うこと

13　認証個別労働関係紛争解決手続の業務を行うこと

14　その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

（支　　部）

第 ５ 条　前条の事業を円滑に実施するため、本会に支部を置く。

②　会員は、別に定めるところにより支部に所属するものとする。

③　支部は、会則及び事業計画等に基づき積極的に支部の活動を展開するものとする。

④　支部の組織及び運営に関し必要な事項は、支部細則で定める。

（通 知 等）

第 ６ 条　会員に対する通知、書類の送達は、会員が本会に届け出ている連絡先に対して行う。

第２章　会　　員

第 ７ 条　削　除

（会　　員）

第 ８ 条　本会の会員は、次項各号及び第３項各号に掲げる登録を受け又は届出をした所在地等が愛知県の区域内にある社会保険労務士及び社会保険労務士法人とする。

②　社会保険労務士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

１　前項に規定する区域に事務所を有する社会保険労務士

２　次項各号に規定する社会保険労務士法人の事務所に所属する社員である社会保険労務士

３　前項に規定する区域にある事務所に勤務する者で法第２条に規定する事務を行う社会保険労務士

４　前各号のいずれにも該当しない社会保険労務士

③　社会保険労務士法人である会員（以下「法人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

１　第１項に規定する区域に主たる事務所及び従たる事務所を有する社会保険労務士法人

２　第１項に規定する区域に従たる事務所を有する社会保険労務士法人であって、前号に掲げる者以外の者

（入　　会）

第 ９ 条　入会は、法第２５条の２９第１項から第４項までに定めるところによる。

（退　　会）

第１０条　退会は、法第２５条の２９第５項から第７項までに定めるところによる。

（会員原簿）

第１１条　本会に、会員原簿を備える。

②　会員原簿は、個人会員に係る社会保険労務士名簿及び法人会員に係る社会保険労務士法人名簿の副本をもって、これに充てる。

（会員原簿記載事項の異動）

第１２条　会員は、会員原簿の記載事項（個人会員にあっては登録事項、法人会員にあっては登載事項を除く。）について異動があったときは、異動届を本会に提出しなければならない。

（会員原簿の整理）

第１３条　本会は、異動届の提出があったとき、登録の取消し若しくは登録のまっ消があったとき、法第２５条各号の懲戒処分があったとき、第４７条の処分があったとき又は連合会から社会保険労務士登録事項の変更の通知があったときには、直ちに会員原簿を整理しなければならない。

（会員証の交付、返還、再交付）

第１４条　本会は、会員に第８条に定める区分に応じ、会員証を交付する。

１　削除

２　削除

②　個人会員は、法第２５条第２号若しくは第３号の懲戒処分を受けたとき又は法第２５

条の２９第２項若しくは第６項の規定により退会することとなったときは、会員証を本会に返還しなければならない。

③　法人会員は、法第２５条の２９第５項又は第７項の規定により退会することとなったときは、会員証を本会に返還しなければならない。

④　本会は、法第２５条第２号の懲戒処分を受けた会員が業務を行うことができることとなったとき又は会員証を亡失し若しくは損壊したときは、その者の申請により会員証を再交付する。

第３章　役　　員

（役　　員）

第１５条　本会に次の役員を置く。ただし、専務理事、常務理事については必要に応じて置くことができる。

１　会　　長　　１人
２　副 会 長　　６人以内
３　専務理事　　１人
４　常務理事　　１人
５　常任理事　１２人以内
６　理　　事　６０人以内（会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事を含む。）
７　監　　事　　３人以内

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、個人会員のうちから総会で選任する。ただし、欠員補充の場合は理事会の議決により補充選任することができる。この場合、次の総会において承認を求めなければならない。

②　会長は、必要と認めたときは、総会の議決を経て、理事を学識経験者等個人会員以外から選任することができる。なお、当該理事の欠員補充選任は、前項ただし書きを準用する。

③　法人会員は、役員の選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。

④　会長は、理事及び代議員の直接投票によって選出する。会長は第１項の定めに関わらず理事とする。

⑤　副会長及び常任理事は、理事が互選する。

⑥　専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が指名し、理事会の議決を経て選任する。

⑦　理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

⑧　その他、役員の選任について必要な事項は、役員選出基準細則で定める。

（役員の職務）

第１７条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

②　副会長は、会長を補佐し会務を行うほか、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

③　理事は、理事会の構成員となり、その議決により、会長を補佐し、会務を執行する。

④　常任理事は、常任理事会の構成員となり、その議決により、会長を補佐し、会務を執

行する。
⑤　専務理事及び常務理事は、会長の命を受けて常務を執行する。
⑥　監事は、会務の執行及び財務を監査し、総会に報告するほか、理事会及び常任理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

（役員の任期）

第１８条　役員の任期は、就任後、２回目の通常総会の終了の時までとする。ただし、補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
②　役員は、再任を妨げない。
③　役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職を行わなければならない。
④　役員に欠員が生じたときは、役員選出基準細則で定める。

（役員の解任及び退任）

第１９条　役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、解任することができる。なお、当該役員に対し、理事会において、弁明の機会を与えなければならない。
②　前項において、会長、理事及び監事については直後の総会において承認を受けなければならない。
③　会長及び監事の解任は、出席した代議員の３分の２以上の賛成を得なければならない。
④　役員は、会員の資格を喪失したときは退任する。

（役員の報酬）

第２０条　役員には、報酬を支給しない。ただし、事務局に常時勤務する役員については、役員報酬細則により報酬を支給することができる。

第４章　会　　議

第１節　総　　則

（会議の種類）

第２１条　本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

（議 事 録）

第２２条　会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。
②　議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員２人以上が記名押印又は署名しなければならない。
１　会議の日時及び場所
２　会議に付された議案
３　議事の要旨
４　表決の結果
５　その他、議長が必要と認めた事項

第２節　総　　会

（総会の種類）

第２３条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２４条　総会は、代議員をもって構成する。
②　代議員は、支部毎に毎年４月１日現在における個人会員数に応じて代議員選出基準細則の定めるところにより選出する。
（総会の開催）
第２５条　通常総会は、毎年事業年度及び会計年度終了後、２か月以内に開催する。
②　臨時総会は、次の場合に開催する。
１　理事会が議決したとき。
２　監事の半数以上から請求があったとき
３　代議員の半数以上から請求があったとき
４　個人会員総数の３分の１以上から招集を必要とする理由及び議案を付して、総会招集の請求があったとき
（総会の招集）
第２６条　総会は、会長が招集する。
②　総会を招集するには、代議員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的とする事項を記載して、開催する日の１４日前までに、文書をもって通知しなければならない。
③　前条第２項第４号に掲げる請求があったときは、会長は、その請求のあった日から１か月以内に総会を招集しなければならない。
④　総会は、代議員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開会することができない。
（総会の議決権）
第２７条　総会における議決権は、代議員１人につき１票とする。
②　代議員に選出された者で、総会に出席することができない者は、あらかじめ、総会の議案について賛否を表明した書面（以下「議決権行使書」という。）又は委任状により議決権を行使することができる。この場合において、本会に提出した議決権行使書に総会の議案に対し賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。
③　議決権行使書の氏名及び委任状の委任者の氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載するものとする。
④　第２項の規定による議決権行使書及び委任状は、本会に提出することによって、その効力を発するものとする。
⑤　第２項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。
（総会の議長及び副議長）
第２８条　総会の議長及び副議長は、出席した代議員のうちから選任する。
（議決の方法）
第２９条　総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（総会の議決又は承認事項）
第３０条　総会は、次の事項を議決又は承認する。
１　事業報告及び事業計画に関する事項
２　予算及び決算に関する事項
３　会則の変更に関する事項

４　理事及び監事の選任及び解任に関する事項
５　会長の解任に関する事項
６　重要な財産の取得及び処分に関する事項
７　前各号に掲げるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

第３節　理　事　会

（理事会の構成）

第３１条　理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び理事をもって構成する。

（理事会の招集等）

第３２条　理事会は、会長が招集する。

②　理事会の招集は、開催日の７日前までに、理事に対しその会議の日時、場所及び会議の目的とする事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

③　理事会の議長は、会長又は会長の指名する副会長をもってこれに充てる。

④　理事会は、その構成員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

⑤　理事会に出席できない理事の議決権の行使については、第２７条第２項の規定を準用する。

⑥　理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の書面による議決）

第３３条　会長は、緊急やむを得ない事由があるときは、緊急事項について書面により賛否を求めることができる。

②　前項の場合、理事会構成員の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなす。

③　会長は、前項による結果を遅滞なく理事会構成員に通知しなければならない。

（理事会の議決又は承認事項）

第３４条　理事会は、この会則に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を議決又は承認する。

１　総会に付議すべき事項
２　総会において議決した事項の執行に関すること
３　会則の規定による理事会の付議事項
４　会則の施行に必要な細則等の制定改廃に関すること
５　本会の運営に関し、必要な部会、委員会の設置に関すること及び支部の設置並びに変更に関する事項
６　各部・各委員会の構成員に関する事項
７　その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項

第４節　常任理事会

（常任理事会の構成）
第３５条　常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
（常任理事会の招集等）
第３６条　第３２条（理事会の招集等）、第３３条（理事会の書面による議決）の規定は、常任理事会に準用する。
（常任理事会の議決事項）
第３７条　常任理事会は、次に掲げる事項を議決又は承認する。
１　理事会に付議すべき事項
２　各部・各委員会及び支部から会長に稟議又は上申された事項
３　予算の執行を伴わない緊急を要する事項
４　前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
②　前項第２号に関しては、直前又は直後に開かれる理事会において承認を得なければならない。

第５章　登録の事務

（登録に関する事務）
第３８条　本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び登録事務取扱規程に基づき社会保険労務士の登録に関する事務の一部を行う。
（登録申請書等の事務処理）
第３９条　本会は、社会保険労務士の登録に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び登録事務取扱規程の定めるところにより迅速かつ的確に事務処理を行うものとする。

第５章の２　社会保険労務士法人の届出の事務

（届出に関する事務）
第３９条の２　本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び届出事務取扱規程に基づき社会保険労務士法人の届出に関する事務の一部を行う。
（届出書等の事務処理）
第３９条の３　本会は、社会保険労務士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び届出事務取扱規程の定めるところにより迅速かつ的確に事務処理を行うものとする。

第６章　会員の品位保持

（会則等の遵守）
第４０条　会員は、法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令、本会及び連合会の会則並びに諸規程を遵守しなければならない。
（適正な労使関係を損なう行為の禁止）
第４０条の２　会員は、適正な労使関係を損なう行為をしてはならない。
（報酬等の明示）

第４０条の３　会員は、事案の依頼を勧誘する場合においては、勧誘に先立って、相手方に対し、氏名、事案の依頼を勧誘する目的である旨及び業務の内容を明らかにしなければならない。

②　会員は、事案の受任に際して、依頼人に対し、業務の内容、報酬等を書面の交付等により明示し、かつ、十分に説明しなければならない。

③　会員は、依頼人から業務の提供に先立って報酬等の全部又は一部を受領することとする場合においては、依頼を受け、かつ、報酬等の全部又は一部を受領した際に、依頼人に対し、当該依頼を受任する旨又は受任しない旨を書面の交付等により明示しなければならない。

（不当勧誘等の禁止）

第４０条の４　会員は、業務の内容、報酬等、相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げずに勧誘を行うなど、不当な方法により、事案の依頼を勧誘してはならない。

②　会員は、事案を依頼しない旨の意思を表示した者に対し、事案の依頼を勧誘してはならない。

③　会員は、誇大若しくは虚偽の事項により相手方を欺くおそれがある方法で、広告又は宣伝を行ってはならない。

④　会員は、相手方の承諾を得ずに電子メールにより広告を送信してはならない。

⑤　会員は、依頼人を威迫して困惑させるなど、不当な方法により、事案の依頼の撤回又は解除を妨げてはならない。

（品位保持等の指導）

第４０条の５　本会は、会員が、前２条の規定に違反する行為その他社会保険労務士又は社会保険労務士法人としての信用又は品位を害するような行為をしないよう指導するものとする。

②　本会は、会員がその業務を行うにあたり、事業における適正な労使関係が損なわれないよう指導するものとする。

（信用失墜行為の禁止）

第４１条　会員は、常に品位を保持し、社会保険労務士業務に関する法令及び実務に精通し、公正な立場で誠実に業務を遂行して、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（信頼関係の保持）

第４２条　会員は、事業主等との間における信頼関係を保持するため、委託契約を忠実に守り、かつこれに関する秘密事項を厳守し、委託業務に関し紛議を生じないよう努めなければならない。

②　会員は、社会保険労務士又は社会保険労務士法人相互間の信義に反する業務の侵害又は不当競合等の行為をしてはならない。

（名義貸しの禁止）

第４３条　会員は、いかなる方法によっても、社会保険労務士又は社会保険労務士法人としての自己の名義を他の者に利用させてはならない。

（注意勧告）

第４４条　本会は、会員が、法、法に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令又は会則若しくは連合会会則に違反するおそれがあると認めるときは、理事会の議決を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

②　前項の規定により注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告について異議があるときは、当該注意又は勧告を受けた日の翌日から３０日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して異議を申し立てることができる。

③　本会は、前項の異議申立てがあったときは、理事会の議決を経て、必要な措置を講ずるものとする。

④　第１項の注意又は勧告を行ったときは、その旨を東海北陸厚生局長及び愛知労働局長に報告するものとする。

（会員の処分）

第４５条　会長は、会員が法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令、本会及び連合会の会則に違反したときは、当該会員に対し、第４７条の処分を行うことができる。

②　会長が、前項の処分を行うときは、あらかじめ監察綱紀委員会に諮問し、その答申を得た後、理事会の承認を得なければならない。この場合、本人の申出により理事会において本人に弁明の機会を与えなければならない。

③　会長は、前項の規定にかかわらず会費を６ヶ月以上滞納した者に対しては、第６３条に該当する場合を除き、第４７条第１項第３号による処分を行う。ただし、当該処分は１年以内ごとに行い、期間は未納会費完納のときまでとする。

（監察綱紀委員会）

第４６条　本会に、監察綱紀委員会を置く。

②　監察綱紀委員会は、会長の諮問を受け、会長が行おうとする処分に関して調査及び審議し、その結果を答申する。

③　監察綱紀委員会は、会員又は会員以外の者が法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令、本会及び連合会の会則並びに諸規程に違反したと認められるときは、その旨を会長に報告しなければならない。

④　会長は、前項の違反があると認めたときは、監察綱紀委員会にその調査を命じなければならない。

⑤　監察綱紀委員会の委員は１５人以内とし、会長が理事会の承認を得て会員のうちから委嘱する。

⑥　監察綱紀委員会の運営に関し、必要な事項については、監察綱紀委員会規則で定める。

（苦情処理相談窓口の設置）

第４６条の２　本会に、依頼人等の苦情、相談に対応するため、苦情処理相談窓口を設置する。

②　苦情処理相談窓口の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

（処分の種類）

第４７条　会員に対する処分は、次のとおりとする。

１　訓告

２　諭旨戒告

３　会員権停止

４　退会勧告

②　前項第３号の会員権は、次のとおりとする。

１　本会並びに連合会から文書その他の資料を受ける権利

２　本会並びに連合会の会議及び諸事業に参加する権利

３　本会の役員になる権利並びに役員を選ぶ権利

４　本会並びに連合会共済会が行う福利厚生の諸制度を利用する権利

５　本会の施設を利用する権利

６　削　除

③　第１項の処分を行った場合は、会報等に掲載してこれを公示するほか、東海北陸厚生局長及び愛知労働局長並びに連合会会長にその旨報告するものとする。

④　会長は、第１項に規定する処分を受けた者に対し、必要に応じて業務に関する報告を求めることがある。

⑤　第１項各号の処分の基準については、処分基準で定める。

第７章　研　　修

（研　　修）

第４８条　本会は、個人会員の資質の向上を図るため、必要な研修を行うものとする。

②　本会は、毎年１回倫理研修を実施する。

③　研修の実施に関し必要な事項は、研修細則で定める。

（受　　講）

第４９条　個人会員は、前条第１項に規定する研修のほか、連合会及び地域協議会が行う研修についても受講するよう努めなければならない。

②　個人会員は、前条第２項に規定する倫理研修を受講しなければならない。

第８章　財産及び会計

（事業年度及び会計年度）

第５０条　本会の事業年度及び会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（経費の支弁）

第５１条　本会の経費は、会費、入会金、寄付金、事業に伴う収入、財産から生ずる収入、交付金その他の収入をもって支弁する。

（財産の管理）

第５２条　本会の財産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

（事業計画及び収支予算）

第５３条　会長は、毎年、事業計画案及び収支予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第５４条　会長は、毎事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書及び附属明細書並びに事業報告書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（収支予算決定前の支出）

第５５条　会長は、収支予算が成立するまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。

（特別会計）

第５６条　会長は、総会の議決を経て、特別の支出を目的とする特別会計を設けることができる。

②　会長は、特別会計の決算又は事業年度末の現況について、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第９章　情報の公開

（情報の公開）

第５７条　本会は、事業、財産及び懲戒処分等の情報を、会報等で公開する。

（情報公開に関する運用）

第５８条　情報の公開に関し必要な事項は、情報公開規則等で定める。

第10章　入会金及び会費

（入 会 金）

第５９条　入会金及び会費に関する事項は、この会則に定めるほか、入会金・会費取扱要領の定めるところによる。

②　会員は、入会のとき別表に定める入会金を納入しなければならない。

（入会金の特例）

第６０条　個人会員であって開業社会保険労務士でない者が開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員となった場合は、別表に定める入会金の差額を本会に納入するものとする。

②　事務所又は勤務する事業所若しくは住所の移転により他の都道府県社会保険労務士会から本会に入会する者の入会金については、本会の入会金から当該都道府県会の入会金を引いた額が５，０００円以上のときは、別表に定める額にかかわらずその額を入会金とする。ただし、本会の入会金から当該都道府県会の入会金を引いた額が５，０００円未満のときは、別表に定める額にかかわらず５，０００円とする。

（会費の納入）

第６１条　会員は、会費として、一事業年度につき別表に定める額を納入しなければならない。

②　前項の会費は、４月３０日及び１０月３１日を納期として、２分割で納入しなければならない。

③　開業社会保険労務士でない会員が開業社会保険労務士となった場合は、開業社会保険労務士となった日の属する月から、当該会費月額の差額を納入するものとする。

④　総会の議決により会費の額が改定されたときは、認可のあった日にかかわらず、年度当初から改定前の会費との差額を納入するものとする。

⑤　前項の場合の納期日は、認可のあった日から３０日後とする。

（年度中途の入会者の特例）

第６２条　年度の中途において入会した会員は、入会した日の属する年度分の会費については、別表に定める月額会費の額に入会した日の属する月からその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入しなければならない。
②　前項の会費は、入会届に添えて納入しなければならない。
③　年度の中途において退会届を提出した会員は、その日の属する月分まで別表に定める月額会費を納入しなければならない。

（会費の減免）

第６３条　個人会員が長期にわたる病気療養のため、社会保険労務士の業務を行うことができないとき、その他特別の事情により会費を納入することができないときは、理事会の議決を経て、会費を減免することができる。
②　前項の会費の減免に必要な事項は、会費減免規程で定める。

（特別会費の負担）

第６４条　会員は、特別の支出に充てるため、特別会費を負担することがある。ただし、その目的、金額等については、総会の議決を得なければならない。

（入会金等の不返還）

第６５条　会員が、納入した入会金及びその他の拠出金は返還しない。

（会費の返還）

第６６条　登録事項の変更により他の社会保険労務士会の会員となった場合及び死亡により退会した場合は、その日の属する月の翌月以降の会費を、その他の事由により退会した場合は、登録抹消申請を本会が受理した日の属する月の翌月以降の会費を返還する。

第11章　事　務　局

（事 務 局）

第６７条　本会に事務局を置く。
②　事務局は、本会の会務に関する所定の事務を行う。
③　事務局の職制、その他、事務局に必要な事項は、事務局組織細則で定める。

（事務局長）

第６８条　本会に事務局長１人を置く。ただし、必要により専務理事又は常務理事に兼務させ又は代行者を置くことができる。
②　事務局長は、専務理事及び常務理事の命を受けて本会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。ただし、専務理事及び常務理事が欠員のときは、直接、会長の命を受ける。
③　事務局長の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

第12章　会則の変更

（会則の変更）

第６９条　この会則は、総会の議決を得たうえ、愛知労働局長の認可を受けなければ変更することができない。
②　会則の変更については、総会において出席代議員の３分の２以上の賛成を得なければならない。

第13章　補　　則

（名誉会長、顧問及び参与）

第７０条　会長は、社会保険労務士制度の改善進歩及び本会の発展を図るため、会員並びに学識経験を有する者のうちから理事会の議決を経て、名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。

②　名誉会長、顧問及び参与は、本会の必要事項について、会長に意見を述べることができる。

（費用の弁償）

第７１条　会務の執行に要する費用の弁償については、役員旅費細則で定める。

（細則の制定等）

第７２条　本会は、この会則の施行について必要な事項は、細則等で定めることができる。

②　細則の制定及び改廃は、理事会の議決を経て会長が定める。

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、愛知県知事及び愛知労働基準局長の設立認可があった日から施行する。

（選任等の特例）

２　本会の設立当初の役員は、第１６条及び第１８条の規定にかかわらず設立総会で選任し、その任期は次の通常総会終了時までとする。

（事業年度等の特例）

３　本会の設立初年度の事業年度及び会計年度は、第４６条の規定にかかわらず設立の日から昭和５４年３月３１日までとする。

（入会時の特例）

４　本会の設立趣旨に賛同し、設立総会当日までに入会の申込みがあった者は、第５３条の規定にかかわらず、入会金を免除するものとする。

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、昭和５５年４月１日から適用する。（会費の値上げと第61条に参与を加える）

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、昭和５７年４月１日から施行する。（全面改正）

（会則の解釈上の疑義）

２　この会則に疑義を生じたときは、理事会においてこれの統一解釈を行い、必要があるときは、愛知県知事及び愛知労働基準局長の指導を受けるものとする。（昭和60年度改正の際「承認」を「指導」に改正）

（旧会則の廃止）

３　従前の愛知県社会保険労務士会会則は、昭和５７年３月３１日をもって廃止する。

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、昭和５７年４月１日から施行する。（開業者の報酬規定）

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、昭和５９年５月２３日から適用する。（第61条及び第64条の改正=中途退会者の納入済会費の返還規定）

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、昭和６０年５月２４日から適用する。（条文の見直しによる文言修正等）

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、昭和６２年５月２５日から適用する。ただし、第５０条については、昭和６２年７月１日から適用する。（処分規定の改正）

附　　則

（施行期日）

１　この規定は、昭和６２年１０月１６日から施行する。（法律名修正等の改正）

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。ただし、昭和６３年度上半期分会費の増額分の納入については、同年度の下期分会費の納入期日（昭和６３年１０月３１日）までとする。（会費額の値上げ）

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、平成３年５月２４日から適用する。（第15条第2号の改正=副会長6人制）

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、平成４年４月１日から適用する。ただし、平成４年度上半期分会費の増額分の納入については、同年度の下期分会費の納入期日（平成４

年１０月３１日）までとする。（会費額の値上げ）

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、第２条は平成４年７月２５日から、第４条は平成４年５月２７日から、第５９条及び第６１条の改正は平成４年４月１日から適用する。ただし、第５９条第１項の入会金の改正及び第６０条第２項の規定は平成５年８月１日から適用する。

２　附則第３項及び附則第４項の規定は、平成５年６月１４日から施行する。（事務所の所在地、事業規定の一部改正、入会金の額の改正、登録即入会制の法改正に伴う特例等）

（入会金の特例）

３　社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成５年６月１４日法律第６１号）の公布の日において社会保険労務士となる資格を有する者及び昭和５７年度から平成５年度までの社会保険労務士試験の合格者が勤務等社会保険労務士として本会に入会する場合の入会金については、別表に定める額にかかわらず１０，０００円とする。

（入会金の特例の取扱期間）

４　前項に係る入会金の特例の取扱期間は、平成９年３月３１日までとする。

附　　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日から施行し、平成６年４月１日から適用する。（登録即入会制に伴う会員に関する条文の改正）

（会員の資格の特例）

２　社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成５年６月１４日法律第６１号。以下「平成５年改正法」という。）附則第３条第１項に該当する者は、第８条の規定にかかわらず本会の会員となることができる。

（入会の時期）

３　第９条の規定にかかわらず、平成５年改正法附則第３条第１項及び第４条第１項の規定により入会届を提出して会員となる者は、当該入会届（様式第１号又は第２号）を提出したときから会員となる。

（移転による入会）

４　平成５年改正法附則第３条第２項の規定により、本会に入会した者の入会金については第６０条第２項の規定を準用する。

（移転による退会）

５　平成５年改正法附則第３条第２項の規定により、本会を退会した者については、第１４条第２項（会員証の交付、返還、再交付）、第６６条（会費の返還）の規定を準用する。

附　　則

（施行期日）

1　この会則は、認可の日から施行し、平成９年５月２３日から適用する。（理事の定員数60人、学識経験者からの理事の選任、理事の会務執行の明言、役員の補充選任、委任状による議決権の会長委任、理事会及び常任理事会の議決事項の統一、入会金・会費取扱規程の廃止及び会則への一部挿入）

附　　則（平成11年2月18日臨時総会）

（施行期日）

1　この会則は、認可の日から施行する。ただし、第１５条の規定は、平成１１年度通常総会終了のときから施行する。（副会長と理事の定員の減員、議決権行使書の明示、議長の議決権の整理、注意勧告の具体化、会員権停止処分期間の明示、監察綱紀委員会委員の増員、会費未納者の研修受講要件の新設、退会者に対する会費の返還）

附　　則（平成11年5月25日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、認可の日から施行する。（試験事務の協力、代議員制度の導入）

附　　則（平成12年5月25日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、認可の日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。（省庁再編に伴う処分と報酬の報告先・認可申請先の名称変更）

附　　則（平成13年5月25日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、認可の日から施行する。（関係省令の施行による報酬の報告先・会則変更認可申請先の改正、文言整理）

附　　則（平成15年1月31日臨時総会）

（施行期日）

1　この会則は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定及び第８章の改正規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成１４年１１月２７日法律第１１６号）の公布の日から施行する。（社会保険労務士法人の規定補充、総会開催時期の変更、報酬規定の削除、文言整理）

附　　則（平成15年6月10日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、認可の日から施行する。（文言整理）

附　　則（平成16年6月15日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、認可の日から施行する。（入会金・会費取扱要領、役員報酬細則及び役員費用弁償細則制定の根拠条文の規定、会員権に認証局電子証明書を受ける権利を追加）

附　　則（平成17年7月29日臨時総会）

（施行期日）

1　この会則は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成１７年法律第６２号）の施行の日から施行する。（事業目的に紛争解決手続代理業務試験を追加、適正な労使関係を損なう行為の禁止、品位保持等の指導、苦情処理相談窓口の設置の規定を追加）

附　　則（平成17年7月29日臨時総会）

（施行期日）

1　この会則は、平成１７年８月１８日（認可の日）から施行する。（副会長及び常任理事の増員）

附　　則（平成19年5月23日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、平成１９年６月１１日（認可の日）から施行する。（事業目的に認証個別労働関係紛争解決手続の業務を追加、常務理事の新設、理事数の増員、処分に諭旨戒告と退会勧告を追加、倫理研修の新設、「情報の公開」の章を新設、入会金の特例の変更）

附　　則（平成21年5月26日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、平成２１年６月２５日（認可の日）から施行する。（協力事業で行政機関を行政機関等に表示変更、報酬の明示・不当勧誘等の禁止の条文を追加）

2　通常総会後の改正条文の一部文言等の修正等については、理事会に一任する。

附　　則（平成22年5月27日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、平成２２年７月１３日（認可の日）から施行する。（役員の欠員補充選任方法の変更、通常総会開催期限の変更、理事会・常任理事会の議決事項の変更、会員に対する注意勧告の報告先の変更、会員に対する処分の公示方法の変更、会員に対する処分の報告先の変更、事務局の体制に常務理事を追加）

2　通常総会後の改正条文の一部文言等の修正等については、理事会に一任する。

附　　則（平成23年5月31日通常総会）

（施行期日）

1　この会則は、平成２３年６月２８日（認可の日）から施行する。（会員証の交付の規定文の修正、役員の解任方法の変更、規定文中の表記の統一(議決、又は)、規定文の修正(別規定→情報公開規則等)）

2　通常総会後の改正条文の一部文言等の修正等については、理事会に一任する。

附　　則（平成24年5月23日通常総会）

（施行期日）

１　この会則は、平成２４年１０月１８日（認可の日）から施行する。（会長の選出方法の変更、電子証明書取消の対象から会員権停止処分された者を削除）

附　　則（平成25年5月31日通常総会）

（施行期日）

１　この会則は、平成２５年８月１２日（認可の日）から施行する。（役員の解任方法の変更、総会の承認事項追加）

別表（第５９条、第６０条、第６１条、第６２条関係）

入会金及び会費

区　　分	入　会　金	会　　費		備　　考
		年　　額	月　　額	
開業社会保険労務士 社会保険労務士法人の社員	100,000 円	84,000 円	7,000 円	
上記以外の 社会保険労務士	80,000 円	50,400 円	4,200 円	
社会保険労務士法人	100,000 円	開業会費　１人分 開業会費　２人分 開業会費　３人分 開業会費　５人分 開業会費 10 人分	開業会費　１人分 開業会費　２人分 開業会費　３人分 開業会費　５人分 開業会費 10 人分	社員数　１人　～　５人 社員数　６人　～　10 人 社員数　11 人～　20 人 社員数　21 人～　50 人 社員数　51 人～100 人
		社員数 101 人以上の場合は、50 人まで増すごとに開業会費５人分を加算する。		

届出手数料　一法人 20,000 円